

事 務 連 絡  
令和 3 年 8 月 11 日

都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部） 御中

厚生労働省保険局国民健康保険課

#### 国民健康保険条例参考例の送付について

令和 4 年 1 月 1 日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が 1.6 万円から 1.2 万円に引き下げられること、及び社会保障審議会医療保険部会の「議論の整理」（令和 2 年 12 月 23 日）において、少子化対策としての重要性に鑑み、出産育児一時金等の支給総額について 42 万円を維持すべきとされたことを踏まえ、健康保険法施行令等の一部を改正する政令（令和 3 年政令第 222 号）が令和 3 年 8 月 4 日に公布されたため、別添のとおり、国民健康保険条例参考例の一部を改正する条例参考例を作成しました。

貴都道府県内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）への周知を図られるとともに、本条例案をご活用願います。なお、従前、規則で定める加算額を 1.6 万円と定めていた市町村においては、当該加算額を 1.2 万円に改正することが考えられる旨申し添えます。